

大分市

デジタル人材育成研修業務委託仕様書

令和7年12月

1 業務目的

「大分市デジタル人材像及び育成研修の実施方針」に基づき、本市職員を対象にデジタル人材育成研修業務を行う。

2 背景・目的

本市では令和6年度に「大分市デジタル人材像及び育成研修の実施方針」の改訂を行い、デジタル人材像及び育成研修の実施方針の対象者・内容をより明確にし、DX推進に向けて、体系的な人材育成を進めているところである。

本業務は、本市が定義する人材像のうち「④AI技術に精通し、データに基づいた政策立案及び課題解決を推進する人材」の集合型研修の実施を依頼するものである。

3 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 集合型研修の概要

(1) 研修方法：集合研修による座学及びグループワーク

(2) 受講者数：140名程度（各課デジタル推進員）

(3) 研修内容：生成AI活用研修

(a) 目的：生成AI技術の理解を深め、自治体業務における具体的な活用方法等を学ぶことで、行政サービスの効率化および市民サービスの向上を図る。

(b) 内容：以下の要素を含みつつ、受託者のノウハウを生かした効果的な研修内容を提案すること。

- ・生成AIの概要・動向
- ・生成AI利用上のリスク・注意点
- ・生成AIの操作実習
- ・プロンプトエンジニアリングの応用
- ・自治体業務に即した具体的な活用方法の実践

※一般的なメール作成などではなく、自治体業務に特化した活用方法が学習できること。

(c) 注意事項：・当該研修においては、生成AIサービス Copilot を用いた演習を行うことを想定しているが、研修内容は特定の生成AIサービスに依存することなく、汎用的に各種生成AIツールに対応可能な内容とすること。
・研修は座学に加え、受講者同士が議論・操作を行うグループワークを必ず含むこと。

- ・受講者は事前にオンラインによる基礎的な生成 AI の研修を受講している前提であるため、応用・実践的な内容を重視した構成とすること。
- ・単なる知識の伝達にとどまらず、受講者が「明日から業務で使える」と実感できるような、学習効果の高い構成とすること。

(4) 研修日程：

- (a) 実施時期：契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までの期間内とし、受託者決定後に本市と協議のうえ決定する。
- (b) 研修回数：受講者 140 名程度を 2 グループ（各 70 名程度）に分け、計 2 回実施すること。
※両グループとも同一の研修内容とする。
- (c) 研修時間：1 回あたり 3 時間程度（休憩時間・質疑応答を含む）とする。
- (d) 開催方法：日程および時間帯は、下記のいずれかのパターンで開催する。なお、最終的な決定は本市による会場確保状況等を優先する。
 - ・同日開催の場合：1 日に 2 回実施（午前 1 回・午後 1 回）
 - ・別日開催の場合：2 日間に分けて実施（午前・午後の別は協議により決定）

- (5) 研修場所：
 - ・本市庁舎の会議室とし、研修に必要な設備のうち、プロジェクタ、スクリーン、受講者用 PC 端末及び通信環境は本市にて準備を行う。
 - ・グループワークの際は、生成 AI サービス Copilot を使用できる受講者用 PC 端末を、各グループに 1 台ずつ（最大 10 台程度）本市により配置する想定である。
 - ・講師用の PC 端末、通信環境及び生成 AI アカウント、その他グループワークに使用する機材については受託者で準備すること。

5 実施体制

- ・受託者は、生成 AI や自治体 DX に精通した講師を派遣すること。
- ・必要に応じて本市職員と協議を行うこと。
- ・研修当日のグループワークの際は、必要に応じて本市職員を数名程度、研修補助として配置可能とする。なお、その場合の本市職員の役割としては、グループの巡回・質問の講師への取り次ぎ・進捗状況の確認等の補助的な役割に限定され、研修の遂行は受託者の責任で行うものとする。

6 成果物

成果物及び納品期限は以下の通りとする。

- ①集合型研修用資料：電子データを研修実施日の 2 営業日前までに納品すること。
また、研修当日は受講者全員分の資料を紙媒体で準備すること。
- ②業務実績報告書：契約最終日までに電子データで納品すること。

7 その他

(1) 機密保護・個人情報保護

- (a) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、本業務の過程で得られた記録等を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (b) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに本市に返却すること。
- (c) 個人情報取扱特記事項を締結すること。

(2) 法令等の遵守

- (a) 受託者は、本業務を遂行するにおいて、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。
- (b) 大分市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(3) その他

- (a) 受託者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託事業の実施に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。
- (b) 本業務に関する全ての書類は、委託業務終了後5年間保存するものとする。また、本業務について、会計検査等の実施があった場合は、関係する書類の提出や調査に協力すること。
- (c) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議の上決定する。